

安平町デジタル行政サービスのご案内

- 証明書コンビニ交付サービス
「住民票の写し」「印鑑証明書」の発行がコンビニエンスストアなどで行えます。
- 公衆無線 (Wi-Fi) サービス
町内公共施設などで公衆無線 (Wi-Fi) サービスを無料で利用できます。
- 遠隔窓口相談サービス
最寄りの公民館から健康福祉課、税務住民課、消防組合などにビデオ通話で相談ができます。
- スマホ役場サービス
町からのお知らせ、行政手続き、ごみ収集日のお知らせなど行政サービスが受けられます。
デジタル行政サービスの詳細は右記二次元バーコードからご確認ください。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

デジタル行政
サービス 詳細



安平町 LINE
公式アカウント



第三弾の申請が始まりました!

申請期間 令和7年 4/4(金) 9:00~6/30(月)まで
※郵送の場合は当日消印有効



北海道 お米・牛乳子育て応援事業 第三弾

北海道は、お米をはじめ、食料費などの物価高の影響を受けている子育て世帯の支援や産品の振興を図るため、下記の対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

<対象児童>
平成18(西暦2006)年4月2日^{まで}
令和7(西暦2025)年6月1日^{まで}にお生まれのお子様

申請が必要

電子クーポンは
電子申請のみ
申請可能



支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ (5,240円相当分) 1世帯あたり1回限り

- ①商品券
【おこめギフト券】又は【おこめ券】と【牛乳贈答券】
- ②電子クーポン
北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン
お急ぎの方は、電子クーポンでの申請をお勧めします。
- ③北海道米(ななつぼし)※送料含む
精米(5.5kg)又は無洗米(5.5kg) どちらか1つ

支給対象 申請日において次のいずれかに該当

支給対象	申請手続き
① 市内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
② 市内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童または市内在住の保護者
③ 保護者は市内に在住し、 市外で対象児童だけで構成する世帯	市内在住の保護者

申請方法 第二弾で支給品を受給された世帯の方と受給していない世帯の方で、申請方法が異なります。

対象児童がいる世帯で、第二弾の支給品を受給された世帯 **簡易申請**
住所変更のない世帯には、ダイレクトメール(はがき又は封書)をお送りしますので、そちらからお申込みください。
注:第二弾申請時から住所、家族構成に変更のある方は、右記に記載の通常申請をお願いします。

第二弾の支給品を受給していない世帯 **通常申請**

電子申請 **又は** 郵送申請
送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします

電子申請は
スマホが便利!

【お問い合わせ先】
北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局
コールセンター

TEL.011-350-8680

受付時間 / 9:00~17:00

くわしくはホームページをご覧ください

<https://hkd2025kosodate-ouen.jp>



国勢調査 2025 調査員 随時募集中です

10月1日に、日本国内に住んでいるすべての人と世帯を対象とした「国勢調査」が行われます。働いていただく期間は9月~10月となります。

調査には、多くの調査員の協力が必要です。募集は随時行っていますので、ご協力いただける方がいましたら、下記までお問い合わせください。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

